

公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針 改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>審査会の検査は、以下の方法により行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 協会の事務及び監査事務所における監査証明業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）</p> <p>ハ. ニ. (略)</p> <p>③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等を踏まえた監査事務所における品質管理の状況、及び重要な監査手続の<u>実施状況等</u>に留意するものとする。</p> <p>(3) 基本原則</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 効率的な遂行</p> <p>審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及</p>	<p>I 検査の基本事項</p> <p>3. 検査事項、検査方法及び基本原則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 検査方法</p> <p>審査会の検査は、以下の方法により行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② 協会の事務及び監査事務所における監査証明業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかどうかについて確認・検証する。</p> <p>イ. (略)</p> <p>ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、<u>品質管理委員会規則</u>、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）</p> <p>ハ. ニ. (略)</p> <p>③ 上記法令諸基準等の準拠性についての確認・検証に当たっては、新たな法令諸基準等、<u>例えば、「監査における不正リスク対応基準」等</u>を踏まえた監査事務所<u>の</u>品質管理の状況、及び重要な監査<u>の</u>手続、<u>例えば、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定や会計上の見積りの監査など</u>に留意するものとする。</p> <p>(3) 基本原則</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 効率的な遂行</p> <p>審査会の限られた資源を有効に活用する観点から、検査事項の軽重及</p>

改正案	現行
<p>び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・<u>監督</u>機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。</p> <p>④、⑤（略）</p> <p>II 検査実施手続等</p> <p>3. 立入検査の留意事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査命令書等の提示 主任検査官は、<u>重要事項の説明時</u>に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。</p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>5. 検査モニター制度 検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査モニター制度の概要 検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。</p> <p>① 意見聴取 イ. 実施者</p>	<p>び検査日数等を勘案し、監査事務所自身の監視・<u>監査</u>機能の活用を行うなどして、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。</p> <p>④、⑤（略）</p> <p>II 検査実施手続等</p> <p>3. 立入検査の留意事項</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査命令書等の提示 主任検査官は、<u>立入検査着手時</u>に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。</p> <p>(3)～(8)（略）</p> <p>5. 検査モニター制度 検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査モニター制度の概要 検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限るものとする。</p> <p>① 意見聴取 イ. 実施者</p>

改正案	現 行
<p>実施者は、審査会事務局総務試験課長（以下「総務試験課長」という。）又は総務試験課長が指名する者とする。</p> <p>ロ. 実施方法</p> <p>実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、<u>原則、立入検査着手日以後、検査結果を通知するまでの期間に</u>検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。</p> <p>②、③（略）</p> <p>Ⅲ 検査結果等の取り扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取り扱い</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報（注）については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>a. 日本公認会計士協会品質管理委員会<u>運営細則</u>に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合</p> <p>b.（略）</p>	<p>実施者は、審査会事務局総務試験課長（以下「総務試験課長」という。）又は総務試験課長が指名する者とする。</p> <p>ロ. 実施方法</p> <p>実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、<u>立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に</u>検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行うものとする。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望によるものとする。</p> <p>②、③（略）</p> <p>Ⅲ 検査結果等の取り扱い等</p> <p>1. 検査結果等の取り扱い</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 検査結果及び検査関係情報（注）については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、次に掲げる場合を除き、審査会の事前の承諾なく、当該検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。</p> <p>a. 日本公認会計士協会品質管理委員会<u>規則</u>に定める公認会計士・監査審査会の検査結果通知書の取扱いに係る規定に基づき、協会に提出する場合</p> <p>b.（略）</p>